



2025年1月14日

各 位

会 社 名 株式会社 サラコーポレーション  
代 表 者 名 取締役社長 兼 グループ代表・CEO  
神 野 吾 郎  
(コード番号 2734 東証プライム市場、名証プレミアム市場)  
問 合 せ 先 総 務 部 総 務 グループマネージャー  
市 川 伸 一  
(TEL. 0532-51-1182)

## 業績連動要素を追加することに伴う株式報酬制度改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下も同様です。）を対象として運用しております信託を用いた株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）につき、業績連動要素を追加することに伴う株式報酬等の一部改定に関する議案（以下「本議案」といいます。）を、2025年2月21日開催予定の第23回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度の一部変更について

当社は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、本制度を導入し、これまで運用してまいりました（なお、本制度による取締役に対する報酬は、監査等委員会設置会社移行の際に、2020年2月21日開催の第18回定時株主総会において承認をいただいております。）。

今般、本株主総会において承認可決されることを条件として、本制度についてその内容を一部変更することといたします。この変更は、本制度に新たに業績連動要素を追加することにより、取締役に対して、より一層の業績目標の達成と企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的としております。

また、本株主総会において本制度の一部変更についてご承認いただいた場合、当社執行役員や当社子会社の取締役等（社外取締役を除きます。以下も同様です。以下、「子会社取締役」といいます。）に対して運用している株式報酬制度についても同様の変更をする予定です。

#### 2. 本制度の概要

変更後の本制度の概要は以下のとおりです。

##### (1) 本制度の仕組み

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定した信託（設定済みです。以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

<本制度の概要>

① 本制度の対象者	当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）
② 対象期間	2025年11月末日に終了する事業年度から2027年11月末日に終了する事業年度まで
③ ②の対象期間を延長した場合に、当該延長分の対象期間中に①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	当該延長分の対象期間の事業年度数に金50百万円を乗じた金額
④ 当社株式の取得方法（②の対象期間を延長し、当社株式を追加取得する場合）	自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり75,000ポイント
⑥ ポイント付与基準	役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与
⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

(2) 本信託に株式取得資金として拠出される信託金の上限額

当社は、2018年2月21日開催の第16回定時株主総会における決議に基づき、変更前の本制度に基づき取締役（ここでは、監査等委員会設置会社への移行前の取締役）に交付するために必要な当社株式の取得資金として、当該株主総会決議の範囲内の金額を本信託に信託しており、また、本信託は当該信託金を原資として当社株式を取得しております。本議案による変更後の本制度に基づく報酬としての取締役に対する当社株式の交付は、かかる本信託内の当社株式をもって行うものとします。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を10事業年度以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の事業年度数に金50百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加信託し（注）、下記（3）のポイント付与及び当株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

（注）：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。また、当社執行役員や子会社取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金もあわせて信託します。

(3) 取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを

付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり75,000ポイントを上限とします。なお、本株主総会において本議案を原案のとおり承認いただいた場合であっても、本株主総会終結以後に、本株主総会終結の日までの職務執行の対価として、本議案による変更前の本制度に基づき前回総会決議の範囲内でポイントを付与することがあります。

#### ② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。ただし、取締役が当社に損害を与えたことに起因し、取締役を解任又は辞任する場合等には、それまでに付与されたポイントの全部又は一部は消滅し、消滅したポイント見合いの当社株式については交付を受けないものとします。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイントあたりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

#### ③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役は、原則としてその退任時に所定の手續を行って本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、本信託から上記②の当社株式（なお、変更前の本制度に基づき付与されたポイント見合いの当社株式を含みます。）の交付を受けます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

#### (4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

#### (5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

以 上